告條

今般 御上様ゟ願済之上市中廻轉
馬車芝新橋同汐留神田新三河町 三ケ
所ニ相置き客人清潔便利を旨とし何方
なりとも御乗速ニ出車仕候間御来之
往復ニ成とも御申出可被下候 以上
但汐留の義ハ蒸氣車より御出の御客
様御待受として設置候何方へなりとも急速
御往返可被下候 以上

一 里壱里ニ付　金弐分
同 弐里ニ付　金壱両
右之割合ニ以半日壱ヶ終日ニ付御座敷
兼之上御用可被下候 以上

馬車

七月

芝口二丁目玉池井　神田新三河町
出張
青柳軒